

～ 労働者50人以上の事業場で労働災害が増加しています ～

(安全衛生委員会の活性化を！！)

横浜西労働基準監督署

平成27年12月末現在の当署管内における休業4日以上¹の死傷者数は、前年同期比で20件減少していますが、法令で安全衛生委員会の開催を義務付けている50人以上の労働者を有する事業場での労働災害発生件数が、平成27年においては271件と全体の46%以上を占め、全国平均の37%を大きく上回っております。

この傾向に歯止めをかけるためには、安全衛生管理体制の見直し、リスクアセスメントをはじめとした自主的な安全衛生活動の展開等、安全衛生に係る取り組みの活性化を図る必要があります。

中でも、安全衛生管理活動の円滑な推進を図ることを目的として設置されている安全・衛生（又は安全衛生）委員会（以下「委員会」という）の活性化は、事業場における安全衛生管理等水準を維持・向上する上で不可欠です。

下記の項目は、監督署として安全衛生委員会に係る指導等の内容で比較的多い項目を抜粋しました。

確認事項をチェックし、今後の委員会の適正な運用及び災害防止に向けたさらなる取り組みの推進に努めてください。

[確認事項]

委員会の規程が作成されているか（**作成例は裏面参照**）

平成17年に一部改正した労働安全衛生法等の事項が規程に定められているか（裏面赤色部）

総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医が委員となっているか（法17条他）

総括安全衛生管理者以外の管理者等は、原則、使用者側の委員となる

議長（委員長）を総括安全衛生管理者又は事業の実施を統括管理する者（事業場の長又は同等の権限と責任を持つ事業場の長）となっているか（法17条他）

議長以外の委員の半数が労働者側となっているか（法17条他）

協定等により、労働者代表の推薦に基づき指名された委員が半数を超えても差し支えない（通達）委員会を毎月1回以上開催しているか（則23条）

委員会を開催した都度、重要な事項について議事録を作成して3年間保存しているか（則23条）

委員会の開催の都度、議事の概要を掲示する等により全労働者に周知しているか（則23条）

委員会規程で定める調査審議事項について、調査審議しているか（法17条等）

特に、リスクアセスメント、健康診断、長時間過重労働、メンタルヘルス対策等が審議されていないケースが目立ちます

委員会を所定労働時間外に開催している場合に、労働者に対し割増賃金を支払っているか（通達）

労使の構成員が一覧表等により明確になっているか（指導）

産業医が欠席した場合に議事録等を送付して必要な意見を聴取し、次回の委員会に反映しているか（指導）

委員以外の労働者の意見要望を委員会の調査審議に反映しているか（指導）

委員が主要部署から選出されているか（指導）

主要部署から選出することにより、各部署における問題点の把握や労働者からの意見要望等が委員会に反映されやすくなります

参考事項

労働基準監督署では、第12次労働災害防止計画期間中に健康確保・職業性疾病対策としてメンタルヘルス対策における「心の健康づくり計画」の策定の推進、「過重労働による健康障害防止対策」に向けた指導を強化しております。また業種横断的取組として「リスクアセスメント」の普及促進に向けた指導を実施しております。これらの取り組みが不十分な事業場の多くは、安全衛生委員会の活動が**形骸化し低調**となっているほか、中には**法令等に基づいた運営**がされていない事業場もあります。

安全衛生委員会規程作成例

(目的)

第1条 この規程は、株式会社安全衛生管理規程に基づき、本社(事業場)安全衛生委員会(以下単に「委員会」という。)の構成、運営、調査審議事項などを定め、安全衛生管理活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

(調査審議事項)

第2条 委員会は、第1条の目的を遂行するため、次の事項を調査審議するとともに、会社に対して必要な意見を提出するものとする。

従業員の危険防止及び健康障害の防止の基本的な対策に関すること。

労働災害の原因及び再発防止対策に関することで安全、衛生に係るものに関すること。

従業員の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること。

安全・衛生に関する規程の作成に関すること。

危険性または有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置で安全、衛生に係るものに関すること。

安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。

安全衛生教育の実施計画の作成に関すること。

有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。

作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。

定期に行われる健康診断、臨時の健康診断、自発的健康診断及びその他に行われる医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。

長時間にわたる労働による従業員の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。

従業員の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。

労働基準監督署長等から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、従業員の危険の防止に関すること。

その他安全衛生に必要と認められる重要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 委員会の委員は、次の者をもって構成する。

総括安全衛生管理者

安全管理者及び衛生管理者(の中から会社が指名した者)。

産業医(の中から会社が指名した者)。

安全及び衛生に関する経験を有する者の中から会社が指名した者。

2 委員長は、総括安全衛生管理者(事業場を事実統括管理する者)とする。

3 副委員長は、委員のうち総括安全衛生管理者の代理者とする。

4 会社は、委員長以外の委員の半数については、従業員の過半数で組織する労働組合(又は従業員の過半数を代表する者)の推薦に基づき指名することとする。

(任務)

第4条 委員長は、委員会を統括するとともに、会議の議長を務め、委員会の付議事項及びその他必要な事項を処理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障あるときはこれを代行する。

3 委員は、委員会に出席し、第2条に定める事項について意見を述べるよう努め、常に職場環境や安全衛生に関する事項に留意し、安全衛生管理活動に寄与するよう努めるものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が退職等により、欠員が生じた場合はすみやかに補充する。補充委員の任期については、前任者の残任期間とする。

(開催)

第6条 委員会は、毎月一回定期に開催するほか、次の場合に委員長の召集によって開催する。

緊急性のある調査審議事項が発生したとき。

その他委員長が必要と認めたとき。

(成立)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数の賛成をもって決定し、賛否同数の場合は委員長がこれを決定する。

(専門委員)

第8条 会社は、第3条に定める委員の他、安全管理者、衛生管理者、運動指導者(ヘルスケアリーダー)、運動実践指導者(ヘルスケアトレーナー)、心理相談員(メンタルヘルスケア)、栄養指導者、保健指導者などの健康づくりスタッフなどのうちから専門委員を指名する。

2 専門委員は、委員長の指示により専門的な事項について調査を行い、これを委員会に報告する。

3 委員長が必要と認めたときは、専門委員による専門委員会を開催することができる。

(専門委員等の出席)

第9条 委員長が必要と認めた場合は、専門委員又は委員以外の者を出席させ意見を聴取することができる。

(事務局)

第10条 事務局は、安全衛生担当部(課)とし、主として次の事務を行う。

委員会の招集及び付議に関すること。

委員会に必要な資料の準備及び配布に関すること。

委員会の議事録の作成、配布及び保管に関すること。

その他委員会が依頼した事務。

2 議事録及び重要事項の記録は、これを3年間保存するものとする。

委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を次に掲げるいずれかの方法によって従業員に周知するものとする。

ア 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。

イ 書面を従業員に交付すること。

ウ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場から従業員が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

(附則)1 この規程は、平成 年 月 日より施行する。

2 この規程は、必要に応じて改定する。